

談合情報対応基準

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに岩倉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会へ通報するものとする。

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、必要に応じて公正取引委員会へ通報すること。

第2 情報提供者が明確な場合の対応

談合情報について、当該情報の提供者の身元、氏名等が明確な場合には、次に従い対応すること。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者は（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を

得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行なうこと。この場合の入札に当たっては、別に定める「談合情報による入札参加者のくじ実施要領」により、入札に参加できる業者の数をくじにより減少させて執行することができるものとする。なお、くじによる入札の執行については、委員会において決定するものとする。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提示を求めるとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明かに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。

⑤ 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明かでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

② 事情聴取

入札を行なった者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結すること。また、契約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ通報すること。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

第3 情報提供者が不明の場合の対応

談合情報について、当該情報の提供者の身元、氏名等が確認できない場合には、次に従い対応すること。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

入札者全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

(3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実

が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。この場合の入札に当たっては、別に定める「談合情報による入札参加者のくじ実施要領」により、入札に参加できる業者の数をくじにより減少させて執行することができるものとする。なお、くじによる入札の執行については、委員会において決定するものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

① 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結後の場合

① 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

第4 個別手続の手順等

第2、第3に定めるこの事情聴取の手続においては、次に挙げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、公正取引委員会との連絡担当者である助役名において行うこと。

(2) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2を使用すること。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者を呼び、一者ずつ聴き取りを行うこと。

(3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日時	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

岩行管発第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局
様

岩倉市副市長

談合情報に関連する資料の送付について

当市の〇〇〇〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

(事項)

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 入札調書 (写)
- 5 入札に関する連絡 (無効、延期、取消し)
(該当するものにマルをすること。)

事 情 聴 取 書

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時 平成 年 月 日

場 所

質問 ・ 聴取内容

1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。
3 あったとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。

上記のとおり間違いありません。

氏名

誓 約 書

貴市発注の下記工事に関し、談合等不正行為は一切行っていないことを誓約いたします。

なお、談合等と思われる行為を行った場合は、いかなる処置をされても一切異議は申しません。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 平成 年 月 日
 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住所
商号
氏名

岩倉市長

殿